

9月24日～10月1日は環境衛生週間

ごみ減量 みんなで進める リサイクル – ゴミゼロ型社会をめざして –

9月24日（清掃の日）～10月1日（浄化槽の日）は、環境衛生週間です。環境衛生週間は、生活環境の保全と公衆衛生の向上に寄与することを目的に定められました。

当センターは、この運動の協賛団体として、事業を通じて産業廃棄物の適正処理の推進を図ってまいります。

不法投棄等の防止とマニフェスト制度

今年の運動目標の一つに『産業廃棄物の減量化と不法投棄等の防止等適正処理の推進』が掲げられています。産業廃棄物の不法投棄を未然に防止する施策の一つとして、産業廃棄物管理票制度（マニフェスト制度）が上げられます。

産業廃棄物の処理を他人に委託する場合、排出事業者は、電子マニフェストまたは紙マニフェストのどちらかを利用して、委託した産業廃棄物が最終処分まで適正に処理されたかを確認することが、廃棄物処理法で義務付けられています。

電子マニフェストのメリット

当センターは、廃棄物処理法に基づく全国で唯一の「情報処理センター」に指定され、電子マニフェストシステム（JWNET）の運営を行っています。

電子マニフェストは、排出事業者、処理業者のマニフェスト情報管理の合理化につながることに加え、マニフェスト情報が「情報処理センター」で一括管理されることから、偽造がされにくく、不法投棄等の不適正処理防止に役立っています。また、都道府県・政令市等における廃棄物処理の監視業務の合理化や不適正処理の改善の迅速化にも効果を発揮しています。

当センターでは、利用者の意見を取り入れた電子マニフェストシステムの改善等を行うとともに、利用者の経済的負担の軽減を図るための料金改定、操作方法・運用事例等の説明会を開催するなど、電子マニフェストの普及活動を積極的に行っております。

「電子マニフェストシステム（JWNET）」のページは[こちら](#)